

教育委員会提出議案

第 3 4 号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 1 2 年豊島区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 1 1 号」を「から第 1 2 号まで」に、「第 1 5 号」を「第 1 6 号」に改め、同項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 2 号から第 1 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

（12）育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）

をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第 6 項中「介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「期間については、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあって

は」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第7項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等により、時間単位での取得となっている部分休業の日単位での取得が可能となることから、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の取扱いとするため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日 教育委員会規則第9号 （目的） 第1条～第4条 （略） （欠勤等日数） 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号<u>及び第11号</u>に掲げる期間にあっては3分の2日とし、<u>第15号</u>に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号<u>及び第11号</u>に掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) （略） <u>（追加）</u>	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日 教育委員会規則第9号 （目的） 第1条～第4条 （略） （欠勤等日数） 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号<u>から第12号まで</u>に掲げる期間にあっては3分の2日とし、<u>第16号</u>に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号<u>から第12号まで</u>に掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) （略） <u>(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u>

(12) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）

(13) 結核休職期間

(14) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）

(15) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。）

(16) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。）

(17) 介護休暇により勤務しない期間

(18) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2～4 （略）

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気

(13) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）

(14) 結核休職期間

(15) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）

(16) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。）

(17) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。）

(18) 介護休暇により勤務しない期間

(19) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2～4 （略）

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気

休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

- 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年

休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

- 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤

前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。) で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。) を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

- 7 第5項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。) を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。) で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。) を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

- 7 第5項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。) を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する